

平成24年第6回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成24年5月21日(月)午後1:30~午後2:00
2. 開催場所 : 山村開発センター1階 中会議室
3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	欠員
〃	2	村下 健治
〃	3	工藤 昭治
〃	4	前山 勝造
〃	5	小坂 敏
〃	6	小澤 守昭
〃	7	佐藤 光男
職務代理者	9	長根 孝衛

4. 欠席委員 (1人)
8番 川代 恵則

5. 会議書記

事務局長 熊谷 誠悦
事務局総括主幹 長峯 美智子

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 日程第4 議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 日程第5 議案第20号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するかどうかの判断について
- 日程第6 議案第21号 平成23年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

(平成24年第6回 5月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います 唱和の音頭を、4番 前山 勝造君 にお願ひします。</p>
	(憲章の唱和)
議 長	<p>定足数に達しておりますので、これより平成24年第6回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、5番小坂 敏君 並びに 6番 小澤 守昭君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	<p>次に日程第3、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてを議題とします。</p> <p>それでは、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第3 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。</p> <p>農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知を受理したので報告します。</p> <p>このことについては2件ありますが、2件とも借受人が耕作できないということで双方合意のもとに解約することになりました。農地の住所、地目、面積及び所有者氏名等については別紙合意解約書のとおりです。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明に関して質疑、意見はございませんか。</p>
	なしの声あり
議 長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p>
議 長	<p>次に日程第4、議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。</p> <p>それでは、受付番号13号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>P4になります。日程第4 議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。</p> <p>農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>受付番号13号は農地法第3条の賃貸借の設定の許可申請であります。</p>

	<p>この農地については、昨年までの借受人が今年から耕作できないということで新たに近くで酪農を営んでいる方が牧草地として借り受けたいと申請されたものです。農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所、氏名、経営面積等については議案書記載のとおりです。</p> <p>P5には申請書の写しをP6には賃貸借契約書、P7には地図を添付しております。またP8の農地法第3条第1項調査書記載のとおり農地法第3条第2項の許可できない項目に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の4番 前山委員から報告を求めます。
前山委員	<p>議案第19号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号13号の農地は2筆ありますが、昨年までいずれも農地として耕作されているところであります。昨年まで借りている人から断られているもので、新たに借受人があり、牧草地として耕作するとのこととあります。耕作放棄防止および周辺農地への支障から見ても、問題は無いものと考えます。</p>
議長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>議案第19号の、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について申請のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なしの声あり
議長	異議なしと認めます。 よって議案第19号は原案のとおり決定しました。
議長	<p>次に日程第5、議案第20号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>P9になります。日程第5 議案第20号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について。</p> <p>耕作放棄地全体調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農林振興局長通知）に基づく耕作放棄地について農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否か（農地・非農地）の判断を新郷村長から下記のとおり依頼があったので審議を求めます。</p> <p>現地は、十数年前から山林化しており、登記簿上は農地であるが、三方が山林で囲まれており、日当たりが悪く、雨期時には土壌が乾かなく農地としての耕作は無理であると思われまます。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の5番 小坂委員から報告を求めます。
小坂委員	<p>議案第20号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は、登記簿上は2筆とも畑になっていますが、現状はハンノキ等で生い茂っております。三方が山林（杉等）で囲まれていて、日当たりが悪く、農地として耕作できる状況ではないため、非農地として差し支えないものと考えます。</p>

	周辺農地への支障の有無等については、現地の状況から見ても問題ないと考えます。
議長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議長	質疑、意見なしと認めます。これより、採決いたします。 議案第20号は、原案のとおり非農地にすることにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議長	異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり決定しました。
議長	次に、日程第6 議案第21号 「平成23年度農業委員会活動の点検評価（案）並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題と致します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第6 議案第21号 平成23年度農業委員会活動の点検評価（案）並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明します。 「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け経営局通知第5791号）に、基づき、平成23年度点検・評価（案）並びに平成24年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）の公表について農業委員会の意見を求める。 平成23年度点検・評価（案）並びに平成24年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）については資料のとおり新郷村のHP上で4月2日から5月7日まで地域農業者から意見を募集しました。その結果、意見及び要望など何もなかったため今日の総会にかけた後にこれらの決定した内容について新郷村のHP上で公表することになりますのでご理解をお願いします。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第21号は原案のとおり決定しました。 以上をもって、平成24年 第6回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

議長

署名者

署名者